第３回個人情報保護政策に関する懇談会議事録

日　時：令和８年９月１日（火）13：00～15：14
場　所：個人情報保護委員会　委員会室・オンライン
出席者：
（１）会長及び会員
　　宍戸会長、石井会長代理、石川会員、岡田会員、河村会員、越塚会員、小林会員、
　　下井会員、関会員、高橋会員、丹野会員、冨浦会員、別所会員、村岡会員、
　　村上会員、山本会員
（２）個人情報保護委員会
　　手塚委員長、佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
　　松谷総務課長、香月参事官、日置参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○松谷課長　定刻になりましたので、ただいまから第３回「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催させていただきます。

本日は、皆様方、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

進行を務めさせていただきます総務課長の松谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に事務局より２点御連絡いたします。

まず１点目として、本日配付の資料を確認させていただきます。

資料１として「個人情報保護政策に関する懇談会開催要綱」

資料２として「石井会長代理資料『デジタルサービスと個人情報』」

参考資料１－１として「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」

参考資料１－２として「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　政令・規則等で定める事項の全体像について」

参考資料２－１として「令和９年度　予算概算要求等の概要」

参考資料２－２として「令和９年度　個人情報保護委員会　重点施策のポイント」

参考資料２－３として「令和９年度　個人情報保護委員会　重点施策」となります。

お手元にそろっておりますでしょうか。

なお、資料１の開催要綱につきましては、別紙会員名簿において、下井会員及び別所会員の御所属・お役職に変更がありましたので、更新の上、お配りさせていただくものです。要綱本文につきましては、変更箇所はございません。

２点目でございますが、オンライン参加の会員の皆様は、御発言時以外はマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、挙手ボタンではなく事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それ

を見て発言者を指名する方式で進めさせていただきます。そのほか、何かございましたらチャットで随時事務局に連絡をいただければ対応させていただきます。

本日の御出席者につきましては、お手元の御出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

つづきまして、宍戸会長から御挨拶をいただくとともに、以後の進行を宍戸会長にお願いいたします。

○宍戸会長　皆様、本日は第３回「個人情報保護政策に関する懇談会」に御出席いただきまして誠にありがとうございます。座って御挨拶をさせていただきます。

この懇談会は本年が２年目となりますけれども、皆様、御承知のとおり、会員の皆様と透明性のある形で意見を交換し、個人情報保護政策に関して相互理解を促進するとともに、国内外における個人情報等の保護・利活用や関連技術の動向等を把握していくことにより、実情に即したより包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資することを目的として開催させていただいております。

昨年度、令和７年度につきましては大枠のテーマとして「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」と定め、前回第２回会合では、「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方について」を議題といたしまして、株式会社野村総合研究所の小林会員から「プライバシーガバナンスの現状と課題～データ活用を促進するガバナンス構築に向けて～」、また、ＮＴＴ社会情報研究所の高橋会員から、「プライバシーガバナンスとＰＥＴｓ」について大変貴重なプレゼンテーションをいただいたところでございます。

また、その後の意見交換の場では、データ利活用と保護を両立させていくという観点でのＰＥＴｓ（※1）への期待と理解醸成の必要性、企業のガバナンス体制におけるプライバシーガバナンスの位置付け、「リスクベース型」への転換、ＰＥＴｓを組み込んでいくための制度の在り方などについて、会員の皆様より本当に活発に御質問、あるいは御意見・御知見をいただいたところでございます。

いただいた御意見・御知見などは、当日その場で、私のほうでこういうことですねと申し上げたことを事務的に整理して概要として取りまとめをいたしました。２月に開催いたしました第350回個人情報保護委員会において私より御報告をさせていただくと同時に、国民の皆様に幅広く御覧いただけるよう委員会のホームページで公表し、公式ＳＮＳなどでも発信させていただいたところであります。

先ほど事務局より本日配付資料という形で確認をさせていただいておりますけれども、重点施策もそうですが、令和７年度の当委員会の年次報告でも、この懇談会につきましては、有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場として書かせていただいているところでございます。当委員会にとって非常に大きな学びの場であり、また、皆様と意見交換する場であると改めて感じております。

さて今回、第３回会合でございますが、令和８年度における初めての会合となります。

今年度の大枠のテーマにつきましては、「ＡＩ等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」と設定させていただきました。そして、今回、本日の会合では「個人情報を扱うデジタルサービスの動向等」を議題として、皆様と意見交換をさせていただきたいと思います。

まず、本日は、石井会長代理に大変お忙しいところ、お願いをいたしまして、「デジタルサービスと個人情報」についてプレゼンテーションをいただきたいと思います。その上で、デジタルサービスの中で扱われる個人情報に関しまして、サービス利用者やサービス提供者が身に付けておきたい知見、あるいは注視すべき国内・海外の動向といった観点を含めて幅広く意見交換をしていただきたいと、私としては考えております。

本日の意見交換におきましても、これまでの会合と同様、会員の皆様から様々な角度より貴重な御意見・御示唆を賜り、中長期の政策形成につながる機会とさせていただきたいと考えております。本日も有意義な懇談会となりますよう、時間は限られておりますが、ぜひとも皆様に御協力をお願いできればと思っております。

以上が私からの御挨拶でございます。

本日の議題に入ります前に、個人情報保護委員会の直近の動きについて２点、事務局から簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。先ほど確認いたしましたが参考資料に沿って進めたいと思います。

まず初めに、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けました個人情報保護委員会の今後の取組などについて事務局より御紹介いただければと思います。

○香月参事官　参事官の香月と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、参考資料１－１、１－２に基づきまして御報告をさせていただきます。

前回の懇談会におきまして御報告いたしました個人情報保護法等の一部改正法につきましては７月10日に成立し、17日に公布されました。法律の施行は一部の規定を除きまして公布日から２年以内とされておりまして、本日は改正法に基づく政令・規則・ガイドライン等の検討に当たっての基本的な考え方、スケジュールにつきまして報告いたします。

まず、参考資料の１－１、７月31日に個人情報保護委員会において審議し、決定された文書に基づき説明をいたします。

１ページ、国会における審議の経過につきまして整理した資料でございます。国会審議におきましては、条文の定義や各規律の対象となる要件、統計作成等の特例の制度詳細、子どもの個人情報の取扱いや顔特徴データの取扱いに係る規律の実効性確保、課徴金制度の導入等を踏まえた委員会の体制整備などにつきまして質疑が行われました。

２ページ、ここでは衆議院における附帯決議、そして、４ページには参議院における附帯決議を載せてございます。政府としましては、附帯決議に盛り込まれました内容につきまして特に留意しつつ、施行に向けた準備を進めてまいります。

次に６ページ、改正法の円滑な施行に向けた取組の方針を整理してございます。まず、政令・規則・ガイドライン等の整備につきましては、多様な主体から広く丁寧に御意見を

伺いながら検討を進めてまいります。また、新設された義務・特例などの対象となる要件や想定される事例などを可能な限り明確に示し、個人や事業者等にとって分かりやすいものとなるように進めてまいりたいと考えております。さらに改正法等の周知、法執行・技術的検討体制の整備等に取り組んでまいります。

７ページ、改正法の円滑な施行に向けたロードマップでございます。政令・規則につきましては９月以降検討を進め、来年１月から２月を目途にパブコメを実施する予定でございます。ガイドラインにつきましても来年の夏前頃にパブコメを実施できるよう準備を進めてまいります。

次に参考資料１－２を御覧いただきたいと思います。８月26日の個人情報保護委員会にて決定された文書に基づき説明をさせていただきます。

１ページ、この資料は今後の施行準備に向けまして、特にステークホルダーの皆様方に御議論いただきたい政令・規則への委任事項などを一覧で整理したものでございます。

この表の見方でございますけれども、四つの柱で今回改正法を整理しておりますが、一番左の欄にその四つの柱、ここでは適正なデータ利活用の推進を記載してございます。左から二つ目の欄には統計作成等の特例などと書かれてございますが、ここに具体的な改正項目を記載してございます。その右の欄につきましては、改正項目ごとに政令や規則への委任の有無、委任がある場合には、その内容について整理したものでございます。

４ページ、政令・規則・ガイドライン等の整備に関する今後の進め方について御説明させていただきます。先ほどの７月31日の資料で御説明した内容をより具体化したものでございます。まず、９月以降、委員会におきまして、今御説明した改正法の分類やテーマごとに、改正法の規定の制度趣旨ですとか、国会審議の内容を踏まえた上で、政令・規則等で定める内容について基本的な考え方を提示し、議論し、検討したいと考えてございます。論点を何回かに分けて議論することを想定してございます。

こうした委員会における基本的な考え方に関する議論を踏まえた上で、多様な個人の立場から御意見を伺う団体、また、事業者の立場から御意見を伺う団体と意見交換を幅広く実施してまいりたいと考えております。さらに事務局におきまして、それぞれの立場の団体から事務局ヒアリングを実施したいと考えております。意見交換会は基本的に非公開で、また、事務局ヒアリングは議事概要等を公表する前提で実施したいと考えてございます。

こうしたプロセスを経て、委員会におきまして政令・規則等で定める具体的な内容について改めて提示して議論を行います。この委員会での議論を踏まえまして、また、改めて意見交換を実施し、委員会におきまして、こうした２段階のプロセスを通じて幅広く伺った御意見を考慮しながら、政令・規則の条文案を提示して議論していきたいと考えてございます。こうしたプロセスを経て、意見公募手続、パブリックコメントを開始したいと思っております。今申し上げましたように、様々な御意見を丁寧に伺いながら施行の準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宍戸会長　ありがとうございます。

つづきまして、「令和９年度　予算概算要求等の概要」につきましても、事務局より御紹介をお願いいたします。

○松谷課長　私から参考資料２－１で御説明をさせていただきたいと思います。令和９年度予算概算要求等の概要ということでございます。

全体の予算でございますけれども、39億4,300万円で来年度予算要求をしております。

具体的な内容でございますけれども、その次のページを御覧いただきますと、まず、一つ目に個人情報保護法の円滑かつ適切な運用ということで、改正法の円滑な施行に向けまして積極的な周知、また、円滑・適正な運用に資する諸外国の制度の調査でありますとか、新技術に関する調査の予算を盛り込んでございます。

３ページ、こちらにつきましては監視・監督に要する予算ということで、実態把握でありますとか、あるいは専門知識の導入に関連する予算要求を行っております。

三つ目、国際連携の協力の推進ということで、信頼性のある自由なデータの流通の推進に関する予算要求をしてございます。

４ページ、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発に関する予算、また、５番目といたしまして人件費等の運営経費を盛り込んでございます。

最後のページになりますけれども、機構定員についても要求しておりまして、体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

最後でございますけれども、課徴金に関連する税制改正の要望を行っております。

私からは以上でございます。

○宍戸会長　ありがとうございました。

以上、事務局より当委員会の近時の動きについての御紹介でございました。

それでは議題の２に移ります。個人情報を扱うデジタルサービスの動向につきまして、まずは石井会長代理より30分程度、意見交換の前提となるプレゼンテーションをしていただき、その後、意見交換とさせていただきたいと思います。資料２を御覧いただければと思います。それでは、御準備ができましたら、石井先生、よろしくお願いいたします。

○石井会長代理　中央大学国際情報学部の石井です。私のほうから30分ほどお時間をいただきまして「デジタルサービスと個人情報」というタイトルでお話をさせていただければと思います。

本日の内容になります。デジタルサービスが社会で普及していく中で、サービスの提供・利用に当たって個人情報の提供が前提となった背景、デジタルサービスに対するサービス利用者の不安等を引き起こしている具体的な要因、それに対応する方策、このような項目でお話をさせていただこうと思います。

「デジタルサービスと個人情報の提供」という項目ですが、まず、問題意識としましては、個人に関する情報の提供が行われる背景には、アテンション・エコノミーがあるという点については共通認識として持っておいたほうがいいかなと思いましたので、スライド

として御用意しております。

アテンション・エコノミーは御説明の必要もないかと思いますが、インターネットの普及による情報が非常にたくさん流通する世界において、人々のアテンションですとか消費時間が希少になってきますので、それが「通貨」として、交換財としての経済的価値を持って流通していくという考えになります。そういう情報が事業者側に集まってくると収集・分析評価の対象になってプロファイリングの問題が出てくるであろう、個人、または第三者に対してプロファイリングの結果に基づいて何かしらの働き掛けを行うと「誘導」という問題が発生するのではないか、というように考えております。

データ処理による意思決定の誘導があったと言われている事例としては、まず一つ目、ケンブリッジ・アナリティカのケースがあろうかと思います。こちらも御説明の必要はないところですが、一応確認しておきますと、Facebook上に公開された性格診断アプリを通じて取得された利用者で、その友達のデータが有権者プロファイリング、それから、政治広告に使われた事例になります。ＳＮＳを用いた大量の情報の収集、そして、個人の趣味・し好を推論するというアルゴリズムの作成で、マイクロターゲティングによる投票行動の誘導が行われたと言われています。この問題は関係者の方が暴露記事を発言したということを通じて世界的にも注目を集めまして、アメリカ大統領選挙や、イギリスのブレグジットの選挙結果を左右したと言われています。

こちらは、影響としては本人に対して一人一人の意思決定に影響を与えたということに伴って、結果的に社会の意思決定に影響が生じた事案であると整理できるかと思います。

もう一つは、リクナビ事件もよく言われるのですが、こちらは学生に不信感を抱かせる結果になったという問題と考えております。こちらも説明の必要はないのですが、リクナビを運営するリクルートキャリア社のリクナビＤＭＰフォローというサービスが、学生の行動履歴を分析して内定を辞退するかどうかの可能性をスコア化して契約企業に提供していた。契約企業とリクルートキャリアの間では提供したスコアを選考における採否判断の根拠には用いないという合意が交わされていたのですが、当時の報道を見てみますと、就職活動の行方をリクナビに握られているようで怖いですとか、就職活動を行っている人たちに黙っていたことが不信感を抱かせる結果になっている、それから、リクナビから契約企業が買っていた情報で結果として落とされてしまったとしたら残念だという発言をしている人もいます。

この問題は、本人の行動予測が第三者の意思決定、採用する側の意思決定に影響を与えた可能性があると整理できると思いました。

また、話が変わりますが、ＡＩを用いた心理プロファイリングを通じて、個人に対するプライバシーのどのような側面に影響を与えるのかということを考えてみました。

一つ目は、心理プロファイリングを通じて個人の精神に働きかけていく。これは私的領域に侵入する行為に当たるのではないか。

二つ目は、個人の趣味し好、政治的信条、精神状態などを自動予測するプロファイリン

グという技術がアテンションを稼ぐために既に広く利用されているということですが、本人のイメージ、人物像を推測する、これはイメージの決め付けに当たるのではないか。

三つ目は、個人の認知過程に直接介入してアテンションを強制的に奪うということは、人の意思決定に介入するという側面があるということです。山本先生の御論文を参考にさせていただいております。

ＧＤＰＲ（※2）にはプロファイリング関連規制がありますということで簡単なスライドを御用意しております。プロファイリングというのは個人データの処理の一つの類型でして、個人の一定の側面を分析・予測するための個人データ処理であるというところがポイントです。規制の内容としては主に透明性の確保とアクセス権、異議申立権、取扱いを止めてもらう権利、自動処理決定、自動意思決定とも言いますが、コンピューター処理のみによる不利益判断に服さない権利。また、これからその重要性が増していくのではないかと思われるのがデータ保護影響評価です。リスク評価というのが非常に重要になるのではないかと思います。

説明を受けてデータ処理を止めてもらう選択肢を本人に与えることや、自分に対する不利益判断に服さないこと、影響が生じそうなデータの取扱いについてはリスク評価を行うというのがＧＤＰＲの規制です。

広告の領域においてはデジタルサービス法という法令がＥＵで採択されておりまして、こちらも幾つか規制があります。

一つ目が広告表示の透明性、広告表示自体の透明性を担保しなければいけないということ、二つ目は、ＧＤＰＲの定める機微データを使ってプロファイリングに基づいて広告を表示することを禁止する、機微データを使った広告を禁止するということ、三つ目は子どもの保護です。未成年者のオンライン上の保護になります。子どものプライバシー、セキュリティを高いレベルで保障するということに加えて、子どもに対しては機微データにかかわらず、プロファイリングに基づく広告を禁止するという規定があります。2025年７月14日、子どもの保護に関するガイドラインが出ているという状況です。

このスライドの２と３の趣旨ですが、なぜこのような規制があるかということで、個々人向けのターゲティング広告を表示する際に、脆弱性に訴えかけるデータを用いたり、脆弱な立場に立つ者に働き掛けたりすることによる社会的な弊害があるということを考慮しています。それから、子どもの保護についてはＥＵの重要な政策目的であるということがうたわれています。

ちなみにＥＵのＡＩ法に関しては、ハイリスクＡＩシステム提供者に対しては、バイアスの検出や是正を目的とした機微データの取扱いを認める規定があるということで、機微データも目的に応じて利用することができるということはＥＵも許容しているところになります。

アメリカのほうは包括的なプライバシー法を定める州法ですが、数多く包括的な法令ができておりまして、その中にもプロファイリング関連の規定が存在しています。例えばコ

ロラド州法やカリフォルニア州法などを見てみますと、ＧＤＰＲに類するプロファイリングの規制がかかっていまして、定義もＧＤＰＲに似ていますし、内容もアクセス権、オプトアウト、異議申立ての権利、それから、リスク評価を義務付けていたりします。

コロラド州法を見てみますと、消費者に対する不公正、または欺まん的な取扱い、消費者に対する違法な、不均衡な影響を与えるようなものについて規制がかかっています。ＦＴＣ（※3）法第５条的なルールも入っているところが特徴としてあるかなと思います。

カリフォルニア州法のほうは、プロファイリングを含む事業者による自動意思決定技術をＡＤＭＴ（※4）という略称で呼んでおりまして、これは人間の意思決定を代替し、または実質的に代替する技術が重要になろうかと思います。消費者に対する重要な意思決定を行うようなＡＤＭＴについては事前の影響評価の実施を義務付けているという規制があったりします。

今度はまた少し話が変わりましてニューロデータの話です。もう一歩発展させた議論としてメンタル・プライバシーの問題があるかと思います。ニューロテクノロジー、精神的プライバシーですとか認知的な自由、そして、人間の尊厳をめぐる重要な問いを提起するものであることがＯＥＣＤ（※5）のウェブページに載っています。基本的な人権を保障すること、人間中心のガバナンスが鍵だということがうたわれています。

メンタル・プライバシーに関しましては、慶應義塾大学の小久保智淳先生が論文を書かれていますので、そちらを参考にさせていただきました。ブレイン・マシーン・インターフェース、ＢＭＩの問題があるということですが、ニューロテック、これまで不可侵とされてきた私たちの内心の領域に迫る技術ではないかということを問題提起されている論文です。私たちのプライバシーにとって最後の砦ともいえる領域である内心のプライバシーが脅かされる危険が生じている。ＡＩプロファイリングも個人の内心に属する情報を推測しようとするものであるわけですが、さらにＢＭＩなどを使うと、意識や無意識の領域にさえ侵入する可能性があるのではないか。そのような問題意識の下で、個人の思想の自由や思考の自由、絶対的な保障が求められる領域がどこまであるのか。人間の精神的自由の本質を守るための境界線を検討する必要があるのではないか。このようなことが書いてありまして、非常に示唆的であろうかと思います。

外国のものを見てみますと、ニューロデータに関しましてはイギリスのＩＣＯ（※6）がレポートを公表しています。ニューロデータは様々なプライバシーリスクがあることをウェブサイト上でかなり詳しく書いていまして、ニューロデータは内在的、意図しない性質を持っていて、無意識のうちにニューロデータは生成されていて、どういう情報がその外に出ているかについて本人が直接コントロールすることは難しい。

それから、組織や個人に関する大規模・複雑なデータセットを収集する可能性があるのではないか、ニューロテクノロジーがニューロデータを観察したり集めたりするだけでなく、神経パターンを調整して行動を変化させる可能性もあるのではないかなど、恐ろしいことも書いてあります。かなりいろいろなリスクがあることをＩＣＯは認識しているとい

う話です。

規制上の具体的な課題としては、まず、定義をどうするのか。個人を特定できる神経データは個人情報とみなすとされているのですが、機微データに当たるかどうかについては議論がある模様です。

また、神経データに基づく差別、感情の状態を推定すること、職場や教育現場における成果、コミットメント、メンタルヘルスに関する医療情報など、様々な情報が含まれる可能性があるということ。

同意に関してはＧＤＰＲに基づく適法な根拠をどのように担保するかという話ですが、可能性があるものとしては、同意と正当な利益と契約の履行、この辺りに可能性があるとされています。

クローズドループ処理というデータの処理の仕方があるようでして、脳の信号を読み取ってリアルタイムで解析して、瞬時に脳に刺激とか情報を送り返すという循環システムで使えるもののようです。不適切なコンピューター処理のリスクを高める可能性がありますという話です。

ニューロデータはどんどん変わっていくものなので、どれぐらいの期間、正確性を担保することができるのかという問題があったり、また、まだ研究途上の問題ということ、情報に関する権利を担保しなくてはいけないという点については、どこまで可能なのかよく分からないところではあります。以上のような規制上の課題があります。

こちらはタイトルが抜けているのですけれども、ＥＵのＡＩ法の話になります。ＥＵのＡＩ法の禁止ＡＩがどうして禁止されているのかというのがプロファイリングの問題とも関わりますので表として用意しました。

例えば（ａ）のサブリミナル的・操作的技術、これは自律性・意思決定をゆがめる。それから、脆弱性の悪用は言うまでもない。社会的スコアリングは尊厳や非差別、平等の価値を侵害する。プロファイリングのみに基づく犯罪予測は無罪推定の原則に反する。それから、顔画像の無差別スクレイピングは監視されている感覚を助長する。職場・教育機関の感情推知、差別的な結果、機微な属性を推知することや、最後の公共空間でのリアルタイムの遠隔生体識別も常に監視されている感覚を本人に与えてしまうということで、プロファイリング的なデータの処理に基づいて、本人の人権と言っていいと思うのですけれども、尊厳ですとか、人としての本質を侵害するようなデータの処理の仕方というのが禁止されるという趣旨であると理解しています。

今度は、人の内心に立ち入って操作をするというのではなくて、インターフェース上の操作・誘導の問題を少し御紹介させていただきます。

ダークパターンはよく知られているところでして、Harry Brignull先生が提唱されたということで、広く日本でも議論されているテーマになります。インターフェース上、本人が意図しない事柄を行わせるためにデザインされたウェブサイトのインターフェースのことをダークパターンと言っています。国外・国内のいろいろな文書が出ているのですが、

一番よくまとまっているものとしてはＯＥＣＤの2022年の報告書になろうかと思います。内心に立ち入って操作をするという問題と、人に見せるデザインに誘導的なものが含まれている場合は手法が違うので分けて検討してみても良いのではと思うところです。

ダークパターンの統合的・総合的な分類例については、ＯＥＣＤの報告書、それから、消費者庁が仮訳を出されていますので、そちらを使わせていただいております。

例えば行為の強制のところの二つ目の強制的な情報開示、この辺りが直接的にプライバシーに関わるところだろうと思います。

それから、インターフェースの干渉ですが、偽装広告、広告だと分からないようなものをクリックするように誘導するという問題もあります。

次のスライドは確認しておいていただければと思います。

プライバシー侵害との関係ですと、Cookieの利用を念頭に置いた整理がなされておりまして、デフォルトでプライバシーが侵害されるような事前のチェックボックス、チェックが入っている場合や、プライバシーに関連する選択、情報へのアクセス、それから、オプトアウトを困難にする、プライバシーを侵害するような設定を受け入れるように消費者にしつこく言うというものも入っているという問題が紹介されています。

より個人データ保護に寄った整理としては、欧州データ保護会議が指針を出しています。2023年２月のものが多分一番新しいのではないかと思いますけれども、ＥＵのサイトに最近アクセスしにくくなっているようですので、多分これで大丈夫ではないかということでお許しいただければと思います。欺まん的設計パターンというような訳になろうかと思います。適用されるＧＤＰＲの規定としてざっとこういうものがありますというように紹介されています。

ＥＤＰＢ（※7）の分類ですが、六つほど個人データの取扱いに関するダークパターンの類型が紹介されています。例えばオーバーロード、情報の過剰提供、データ保護の要素の全部・一部を忘れるように、見落とすようにデザインする、感情に訴える、ユーザーのデータの取扱いに関する行動を困難にしたり不可能にする、デザインに一貫性がなくてユーザーにとって非常に選択しにくいようなインターフェースになっている、大事な情報を隠していく、こういう類型になっています。

ＥＤＰＢの指針の最後にはベストプラクティスなども紹介されていたりしますので、よければ御覧ください。

実際の執行事例で日本でも紹介されていたものとしては、TikTokの執行事例があろうかと思います。これはアイルランドの事案でして、TikTok社に対してけん責、違反行為の是正に加えて、３億4,500万ユーロの制裁金が課せられました。違反行為は、子どものプロフィールが初期設定で公開されていた、親以外の成人のユーザーがファミリー共有設定をして、ファミリーとして入ってくることができるようになっていた。

それから、透明性が欠如していた、登録のプロセスでプライバシーを侵害するような設定に導くダークパターンが利用されていた。用語の使い方として「everyone」や

「anyone」が何を意味するのかよく分からなかったということもあるのですが「Go Private」か「Skip」を選ばせるときに「Skip」を選ぶと、デフォルトで公開アカウントに移行してしまう。この辺はかなり分かりやすいダークパターンかなと思います。

登録時のポップアップとして出てくる「Skip」の選択肢が画面の右側に配置されていて、これがたしか太字にもなっていたのではないかなということで、はっきりダークパターンだと分かるような事案だったようです。

デジタルサービス法はダークパターンを禁止しておりまして、オンラインプラットフォーム事業者は、ダークパターンの設計、構成、運営をしてはならないと定められています。意思決定を不当に偏らせたり、自律性や選択をゆがめるような対応でインターフェースを使って欺く行為はよろしくないというのが規制の背景にあります。

「デジタルサービスとサービス利用者の不安等」の項目に入っていきたいと思います。こちらは個人的な問題意識を挙げたスライドになります。まず、消費者の不安や消費者の納得があるとか、そういう議論がよくなされるか思いますが、我々が想定している「消費者」も様々でしょうし、実際の消費者は想定とは違うのではないか。

不安については、不安の対象が漏えいだけではないはずなのですが、漏えいが表に出やすい、プロファイリングの問題については被害を認識しにくくて被害が顕在化したときには手遅れになっている。

実際に消費者が不安等を感じているかというと、どちらかというと無関心だったり、理解ができなかったり、そういうことが影響しているのではないか。

技術発展と本人関与の困難性、同意はあまり意味がなくなっているというのは、デジタルサービスの提供との関係では否定できないのではないか。

スクレイピングの利用停止などはどのように求めるのかとかいう問題もある。

それから、一般消費者に分かりにくい用語がたくさん使われているという問題もあろうかと思います。

プライバシーポリシーを読まないことは、総務省のＩＣＴサービスの利用環境の整備に関する研究会の資料で三菱総合研究所様が詳細な資料を公表されています。Ａ社、Ｂ社、Ｃ社を対象としており、利用者は約2,000人、15～69歳を対象にしている。この人たちを調査したところ、プライバシーポリシー全文を読んでいる人たちは５％程度、必要な部分、変更点のみを読む、を合わせても２割未満、理解できる部分のみ読んだ、まで含めても３割に届かないです。そういう結果が出ているということでした。

１人の消費者として、プライバシーポリシーを読んであなたは理解しているのですかと聞かれたときに、とてもイエスとは言えないというのが私個人として、一消費者としてのテクノロジーへの関わり方になります。

自分でできる対策としては、例えばそのアプリは最低限しか入れない、ＳＮＳは使わない、発信はしない、何か余計なものが入っていないか時々チェックする、Cookieも最低限のものか、常に拒否をする、生成ＡＩなどに聞くときに一般的なことしか聞かないとい

うように、何となく直感的に気をつけられるようなことは、私個人としては気をつけています。ただ、それで自衛になっているかどうかもよく分からないという状況かと思います。

著名なアメリカのプライバシー法の研究者の先生で、Woodrow Hartzogという先生がいらっしゃいまして、この先生がお書きになった著書が、最近、山本先生を中心に翻訳として出版されていますので、そちらから引用させていただきました。オレンジの枠の「定型文。うんざりだ。」という文章から始まる。有名な先生も2018年の段階でそのようにおっしゃっているので、プライバシーや個人情報保護を研究しているからといって、プライバシーポリシーを一生懸命読んで同意しているわけではないという話だと思います。

時間がありますので急ぎますが、スマートグラス、同意取得が難しい領域にはセンサーを使った情報の取扱いがあるということで、こちらはＧ７のデータ保護プライバシー当局ラウンドテーブルの議長国であるフランスのＣＮＩＬ（※8）がまとめた文書になります。スマートグラスはいろいろなところで使われるようになっていまして、医療やコンピューターサイエンス、産業、教育、個人的な用途、マルチメディア、ＳＮＳなど、いろいろな用途で使われるもののプライバシー上の懸念がある。その懸念にはいろいろな側面がありますが、気付かれることなく動画や画像を撮影されてしまうことや、目的外利用、有効な同意が難しいこと、下から二つ目の生のセンサーデータによって、機微な情報を広範に推測する可能性が出てくるといったあたりは、プロファイリングの問題に通じるところかと思います。

スマートグラスとプライバシーの議論には日本も参加しまして、それぞれの立場を表明しております。共通認識としては透明性の担保、有効に同意を取得できるかどうかだと思いますが同意の問題、データの最小化、プライバシー・バイ・デザインというのが共通認識となっております。

先ほど少しスクレイピングの問題が出てきましたが、スクレイピングの問題に対しては、Woodrow Hartzog先生とDaniel J. Solove先生、プライバシー法の領域では知らない方はいないと思いますが、著名な先生方がスクレイピングとプライバシーの問題を取り上げた論文を最近お書きになっています。内容としてはスクレイピングが何ら制限も保護もなく大量に無制限に行われているということを問題意識として持たれています。幾つかポイントがあるのですが、対応策としては個人データのスクレイピングは「監視」として扱うべきだ、スクレイピングに対してスクレイピングされる側がデータを守る義務を負うべきだということを述べています。

他方、スクレイピングを全て禁止すべきとは仰っておらず、正当な根拠、特に公共の利益に資するスクレイピングについては奨励してもよいのではないか、使うべきところでは使って、無制限に大量に収集されないように、スクレイピングされる側が保護措置を講じる、そのような内容の提案であると捉えています。

スクレイピングが広がっていることを示しているのがこちらのスライドです。法的な対処は難しい。企業間でスクレイパーとスクレイピーが争ったケースなどがあるのですが、

個人が蚊帳の外に置かれているというような問題状況にアメリカではなっているようです。

公正情報実務に関する諸原則、プライバシー保護に関する諸原則も何一つ守ることができない、スクレイピングを大量に無差別に行うということはＦＩＰＰｓ（※9）に反する。これは何かといいますと、1970年代頃からアメリカのプライバシー法の諸原則の中に掲げられてきたものでして、実質的に法令の中に取り入れられているものもあります。カナダは10のＦＩＰＰｓをスケジュールの中で列挙しているおり、そういった対応を取っている国もあります。

ここで８個ほど諸原則が掲げられているのですが、どのルールも全然守れないというのが、スクレイピングについてのこの論文の問題提起になります。ネット上に大量に流れている情報を何も言わずに大量につかみ取っていく行為ですので、プライバシー保護のための諸原則は守ることができない、ということで、理論構築が必要になります。この論文では、スクレイピングというのは「監視」の一形態として整理して、スクレイピングされる側が何もしないとデータセキュリティ侵害だという整理をしてみるという提案がなされています。「監視」と表現しているのは、無制限に認めることは望ましくなくて、原則として行ってはならないという考え方がベースにあるものだと思います。

他方、公共の利益にかなう場合には例外として認めてもいいのではないかということ、それから、同意は否定的に捉えられています。

スクレイピングの許容条件、先ほど申し上げたようにスクレイピングというのは特権的なもので原則行ってはならないのだと、公共の利益を満たさないようなスクレイピングは駄目ですと。他方、公共の利益に基づくようなものは、むしろ実施してもいいのではないか、そのような考え方になっています。

欧州データ保護会議もつい最近、７月７日に指針を出していますので簡単にスライドを用意しておきました。一番問題になりそうなのがデータ最小化ですので、データ最小化に対応するための措置として、どういう対応を取るべきなのかということを、資料を見ながら簡単にまとめてみました。

まず、大量のスクレイピングには大きな問題はあるものの全面禁止するべきではない、不要なデータを収集しないように事前の評価を実施すべき、リスク評価というのは非常に重要になってきていると思います。収集前に講じるべき措置としては、こちらに列挙しているようなものです。また後で御覧いただければと思います。

収集過程・収集後、要らないデータを削除したり、ほかのデータに置き換えたりというのが対応措置になってくるかと思います。ここでは、例えば電話番号、社会保障番号、形式的に抽出できるものは収集過程・収集後においても講じるべきではないかということです。合成データへの置き換えですとか、匿名化・仮名化といったものが挙げられています。

今度はＧＤＰＲの適法性の根拠として、基本同意は難しいということですが、正当な利益というＧＤＰＲの取扱いの根拠を担保することができるか、という点についての要件があります。ここから先に長々書いていますがスライドに簡単にまとめております。スクレ

イピングの根拠としては正当な利益に基づくべきとされ、それには三つ要件があります。

まず、正当な利益というのが存在すること。具体的には会話エージェントの開発・不正検知・脅威検知、具体的に目的を特定すること。

次に必要性。これはより侵襲性の低い代替手段があれば、そちらを選択すべきといったものです。

さらには利益衡量テスト。これはデータ主体側の利益とデータを使う側の利益を衡量するという話ですが、ポイントはデータ主体側の利益がどうか、処理によってデータ主体に与える影響がどうか、データ主体の合理的予測の範囲であるのか、緩和措置としてどういう措置を講じることができるのかというのが要点になってきます。時間もありますので、ここでは省略させていただきます。

こんなに実施すべきことが多いとスクレイピングできそうにないのですが、ＧＤＰＲのＥＤＰＢの指針にはこういう整理がなされていますので、御関心があれば見ていただければ良いかと思います。

「考え得る対応策」としてヒントをいただいたのが、山本龍彦先生を中心に翻訳が出されております「プライバシーの設計図」、Woodrow Hartzog先生の御著書になります。デザインが大事だということを常におっしゃっている先生ですが、日本語版序文の抜粋を載せておきましたので、こちらは後ほど見ていただければと思います。

ここでの主張はプライバシー・バイ・デザインと勘違いしやすいのですが、プライバシー・バイ・デザインと、ここで言っているプライバシーデザインというのは少し違っています。プライバシー・バイ・デザインはプライバシー保護を事前設計でサービスや技術の中に組み込んでおくという考えですが、プライバシーデザインはテクノロジーのデザインに対するプライバシー保護のアプローチだと捉えています。私の理解が足りない部分も結構あるかなと思います。山本先生がいらっしゃいますので、もし、詳しくお話しいただけるなら後ほどお願いいたします。

Woodrow Hartzog先生は、「信頼」、「目立たなさ」、「自律」といったキーワードでプライバシーの価値を挙げておられます。「信頼」というのは他人に対して自分を無防備にする行為、「目立たなさ」というのは人ですとか自分のデータが発見されたり把握されたりすることを難しくするというようなプライバシーの価値、「自律」というのは外部からの干渉から自由であるということです。

プライバシーのアプローチをデザインに適用するとどうかについて、幾つか興味深いことが書いてあるところを抜き出してみました。例えば、先ほどのダークパターンについては、悪意のあるインターフェースですとか、欺まん的なインターフェースを用いた契約を無効にする。ＵＩ（※10）のデザインをオンライン契約の一部にするというような主張や、ＩｏＴについてはかなりネガティブに捉えておられるようでして、同意をやめる、強制終了、ＩｏＴは例外にというような御主張です。先ほどのスクレイピングのロジックと似たようなことをおっしゃっていると思いました。

検討事項について、そもそもプライバシーは、今の技術発展を踏まえると自力で守ることは結構難しい時代になっていると改めて思った次第です。

プライバシーについては、ＡＩ法の禁止ＡＩや、小久保先生の論文にも書かれてあるような禁止領域、ここは立ち入ってはいけないという領域があるはずですので、それを検討する必要があるのではないか。

最近の傾向としてはデータ最小化、プライバシー・バイ・デザイン、リスク評価の重視が重要になってきている。

また、同意はなかなか扱いにくい手段になってきているのは確かですが、同意の有効性が残る部分はどこなのかを考えてもいいのかなと思いました。

それから、テクノロジーのデザインに着目したプライバシー保護、先ほどの「プライバシーの設計図」の話です。

ユーザーの啓発は、意識の高い人たちに啓発をするのと、全然関心のない人たちに啓発をするのでアプローチは変わってくるのかなと思いました。

７分ぐらい経過してしまいましたが、私の御説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

（※１）（注釈は個人情報保護委員会事務局によるもの。以下同じ。）ＰＥＴｓ：Privacy Enhancing Technologies（プライバシー強化技術）

（※２）ＧＤＰＲ：General Data Protection Regulation（ＥＵ一般データ保護規則）

（※３）ＦＴＣ：Federal Trade Commission（米国の連邦取引委員会）

（※４）ＡＤＭＴ：Automated Decision-Making Technology

（※５）ＯＥＣＤ：Organisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）

（※６）ＩＣＯ：Information Commissioner’s Office（英国の情報コミッショナーオフィス）

（※７）ＥＤＰＢ：European Data Protection Board（欧州データ保護会議）

（※８）ＣＮＩＬ：La Commission Nationale de l’Informatique et des Libertés（フランス共和国のデータ保護機関：情報処理と自由に関する国家委員会）

（※９）ＦＩＰＰｓ：Fair Information Practice Principles（公正な情報取扱い８原則）

（※10）ＵＩ：User Interface（画面、音声入出力やタッチパネル・キーボードなど、ユーザーがサービス・製品・システム等を利用する際の接点）

○宍戸会長　石井先生、大変ボリュームのある内容を手際よく御説明いただきましてありがとうございました。

それでは、議事の３「意見交換」に移らせていただきます。石井会長代理のプレゼンテーションを踏まえまして、会員の皆様から御発表内容に対する御質問でありますとか、本日の議題に関する御意見などがございましたら、挙手の上、御発言をお願いしたいと思います。また、オンライン参加で御発言される場合には、チャット機能において私と事務局にお知らせをいただきたいと思います。なお、時間の都合上、御発言はお一人様３分程度でお願いをしたいと思います。

本日、村岡会員が途中で御公務のため退席されると伺っております。もし、御発言いただけるようでしたら、村岡会員、お願いしてよろしいでしょうか。

○村岡会員　山口県知事の村岡でございます。全国知事会でデジタル社会推進本部長を務めております。よろしくお願いします。先に発言させていただきまして恐縮です。

まず、石井教授におきましては、デジタルサービスの提供、そして、利用に当たる個人情報の取扱いにつきまして、最新の知見に基づきます御講演をいただきまして、誠にありがとうございました。

インターネットを始め、様々なデータソースから大量のデータを生成ＡＩなどに読み込ませて資料作成や分析等に活用する、こういったことは社会において欠かせないプロセスになってきております。行政分野におきましても住民の利便性の向上、また、事務の効率化を目的にデジタル技術の積極的な導入や利活用を進めています。手続のオンライン化、各種データ連携に基づく分析や検証など、ＡＩを活用する頻度が高くなってきております。

そうした中で、個人情報など、機密・機微な情報をＡＩ等デジタルサービスにおいて活用することは、住民への行政サービスの迅速化・高度化の面では非常に有効な手段ですが、そのためのデータの適正な取扱いとその透明性の確保などが求められるものでありまして、住民の理解と信頼を得ながらデータを活用していくことが大きな課題です。

本県におきましても、情報セキュリティポリシーに基づいて情報資産の分類、管理の厳格化、また、個人情報を取り扱うシステムにつきましては、ネットワークからの閉域性を確保するなど、セキュリティの確保を徹底しながらデータ利活用の促進を図っています。

人口減少が加速する中で、豊かな生活を維持して、また、産業競争力を強化していくためには、デジタルサービスを提供する上で、その基盤となる多様な主体によるデータの利活用環境の整備が重要と考えています。こうした取組の推進に当たりましては、国においてデジタル化された個人や産業の各種データを個人情報に配慮しながら、新たなサービスの創出等に積極的に利活用できる環境づくりを進めていただくことが必要でありまして、全国知事会等を通じて国に要望しているところです。

データの利活用を促進するための制度の整備につきましては、デジタル技術の進展に伴ってデータを活用した新たな事業展開等に対する需要が高まる一方で、個人の権利利益が侵害されるリスクもあります。適正なデータ利活用が進められるように、様々なユースケースを想定して慎重な検討の下で制度設計が行われるべきと考えております。

引き続き住民から信頼されるより質の高い行政サービスの実現に向けまして、国や個人情報保護委員会、また、有識者の皆様とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。よろしくお願いします。

○宍戸会長　村岡知事、お忙しいところ、御発言をいただきありがとうございました。

それでは、ほかに御発言・御質問等御希望の方は挙手等で私にお知らせいただければと思います。

それでは、村上会員、お願いいたします。
○村上会員　石井会長代理、大変貴重な示唆に富んだプレゼンテーションをありがとうございました。私も聞いておりまして、もともとデジタルの世界に身を置く者として、個人情報やプライバシーを守りながらデジタル技術・サービスを開発していくことの難しさ、そして、気をつけなければいけないことというのを深く理解させていただきました。

その点につきまして、デジタルのサービスを提供するような事業会社の視点、また、そうした事業会社に対してどういったことに気をつければいいのかという観点から、少し御意見させていただければと思います。

まず、個人情報、プライバシーの保護が重要である一方、お話しいただいたように、今、デジタル社会においてデータを全く利用しないデジタルサービスというものはございません。そして、ＳＮＳや検索など、多くのデジタルサービスが無料、あるいは無料に近い廉価で提供されているということは、そのデータを活用して何らかの事業を行っている。例えば広告もその一つですけれども、そういうことがございますので、それを全く使わないということは現実的ではないということも認識しなくてはいけないと思っています。

また、ＳＮＳや検索などは、私たち自らの行動データを提供することで便利なサービスを享受しているということもありますので、利用者側にも自分がどのようなデータを提供しているのかについて考えるという一定のリテラシーが必要だということは、私もすごく感じた点でございます。

ただし、本日の御説明にもございましたように、サービスやデータの提供というのが複雑化する中で、利用者自身の努力だけに委ねるということにも限界があると考えています。利用者側のリテラシー向上と提供する事業者側の適切な対応というものを両輪で進めていくことが重要であると考えています。

一方、規約への記載や本人同意ということだけで何をしてもいいというわけではないということは、この部屋の中にいらっしゃる皆様は同意してくださると思います。そもそも利用するべきでないデータであるとか、個人の弱みにつけ込むような利用、また、本人が私的なものと認識している通信などのデータからの取得というものは分けて考える必要があると思います。

私も最近ＳＮＳで個人的に「お酒を控えようかな」というメッセージを友人にチャットで送ったところ、すぐにノンアルコールワインの宣伝が出てきてしまいまして、率直に申し上げて不快感を覚えました。法的には許容されるけれども、利用者側が適切なデータ利用と感じないということが行われてしまうと、事業者側への不信感にもつながってしまいます。そういったことをどうするのか考えなくてはいけないのですが、こういった領域を全て法律で線引きすることは非常に困難です。

だからこそ、事業者側には、単に「法的に利用可能か」という基準だけではなく、利用者側から見て踏み込み過ぎではないか、サービスの設計として適切なのかということもしっかり考えていただくことが必要だと考えています。

また、利用者自身がデータ利用を適切に選択・拒否できるという環境の整備も重要になってきております。その環境の整備、そして、判断能力、リテラシーということを考えなくてはいけないのですが、特に考えなくてはいけないのは十分な判断能力、あるいはリテラシーを持つことが難しい子どもに対して、より手厚い配慮をしなくてはいけない。そのためには、利用している人が子どもなのかどうかを例えば判断するようなことを事業者としてしなくてはいけないといったような配慮も義務化するということも一定必要なのかなと思っております。

悪質な利用には規制・罰則が必要である一方、データ利用を一律に規制すればよいというわけではないということも申し伝えておきます。本年の個人情報保護法の改正でも、ＡＩなどの統計的利用についての一定の条件の下で個人データの利活用を容易にする規定が盛り込まれました。守るべきものはきちんと守りつつ、社会的便益の大きいデータ利活用まで不必要に防がないという観点から、規制と利活用のバランスをどう設計するかというのが重要でありますので、その議論をぜひ深めていければと考えております。

私からは以上でございます。

○宍戸会長　村上会員、個人的な御経験も含めて全体をふかんした御発言をいただきありがとうございます。

さらにいかがでございましょうか。

関会員、どうぞ。

○関会員　石井先生、御発表ありがとうございました。いろいろ触れていただいた論点、大変重要なことがたくさん含まれていたと認識しました。

ただ、いずれも難しい点もありますので、引き続き我々としては会員企業ともども、いろいろ研究をして、対応について考えていきたいと思っております。

御発表の内容に関連して、１点御質問をさせてください。消費者保護のためにデータを使うというケースがあると思います。それとプライバシー保護との関係について質問でございます。現在、消費者庁が開催する検討会で、現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会というのがございます。この検討会で消費者契約法の見直しについて議論が行われているわけなのですが、その中で、事業者に対して、消費者の判断能力や契約によって消費者に生じる結果に対する配慮義務を規定する必要があるのではないかということが検討されているところです。

例えば、消費者の契約目的ですとか、生活状況、財産の状況、配偶者、扶養の状況等に照らして、契約締結による財産状況の悪化により配偶者とか扶養家族を含めた生活の現状を著しく悪化させることがないように配慮すべきだというような内容になる可能性があると思っています。これは事業者に対して積極的な調査義務を定めるものではないと理解していますが、配慮するためには、事業者が個々の消費者の契約目的や、生活状況、財産の状況、配偶者扶養の状況等、いわゆるプロファイリングを通じて提案する商品や役務の内容をあらかじめ決めるといったことも考えられるかなと思います。

こういった事業者の行為というのは、どのような目的であればどこまで許容できるものなのかというのがよく分からないところがありますので、石井先生のお考えであるとか、諸外国で議論されていることがあれば教えていただければと思います。

今のが質問でございまして、もう１点は、参考資料で事務局のほうから御説明いただいた改正個人情報保護法に関しての意見になります。新経済連盟は、今般の個人情報保護法見直しの議論におきまして、データの利活用が日本の産業競争力強化のために極めて重要であるということを主張してまいりました。その上で、保護と利活用のバランスを取ってデータの利活用を促進するためには、実務実態を踏まえた制度設計等、ステークホルダーとの継続的な議論が不可欠であると訴えてまいりました。

このたびの法改正には、データ利活用の促進に向けた画期的な内容も含まれていると評価できる部分もあると考えておりますが、多くの項目において、政令・規則、ガイドライン等の内容によっては経済活動を過度に萎縮させたり、あるいは適切な利活用が進まない事態を招いたりという可能性があるという懸念も持っております。

「改正法の円滑な施行に向けた取組の方針」というスライド等に記載いただいているとおり、今後、多様な主体からの意見聴取、要件や事例等の明確化、分野ごとの関係省庁との連携等を進めていかれると考えておりますが、個人情報保護委員会におかれましては、ビジネスへの影響や、データ利活用が可能な範囲等の予見可能性を高め、適切な利活用を促進するべく実務実態に即した丁寧な議論・検討をお願い申し上げます。経済界としても具体的な検討に貢献できるよう御協力をしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○宍戸会長　ありがとうございます。大変力強い御意見かと受け止めました。

それでは、御質問について石井会長代理のほうからお願いいたします。

○石井会長代理　ありがとうございます。

なかなか難しい御質問をいただいたと思っています。消費者保護のためのデータの利用というのは、前提として例えば浪費するような消費者にいろいろ物を買わせないようにするために、家族や生活状況とおっしゃっていたかと思いますが、どういう条件がついているのでしょうか。

○関会員　いろいろなケースがあると思うのですけれども、かつ検討中というか、議論中なので、どこまで事業者がやらなければいけないのかというのが今一つ分からないところがございます。海外とかでこういったものの議論がされて、プロファイリングがどこまで許されるみたいなものが目安として何かあれば、教えていただければと思いました。

○石井会長代理　直接的に、こういう場合は許されるのではないかという議論があったり、そういう資料を見たというのは今のところ思いつかないのですが、例えばＡＩ法の中にバイアスを検知して、それを取り除くために機微データの取扱いができるという規定があるということを少しお話ししましたが、これは中身を見ないと分からない問題だということ

だと思います。目的の正当性があれば使うことができる、そういう規定はあるとして、御質問との関係ですと、目的が正当であれば確かに消費者を不利益な状態、生活環境を悪化させないように、その人に不要な誘導をするような広告を流さないようにするためのデータが必要だというのであれば、取扱いの目的としては正当性があるだろうと思います。

問題は、本人にどう説明するか、個々のケースの契約のというお話でしたので、説明して同意を取ることができること、そういう状況が想定されているのかなと思います。プロファイリングをして、あなたがあまりお金を使わないように、家族を守るために、広告の在り方を考えますのでプロファイリングしますというような説明ができるのか、その辺は現実的な問題としては課題に直面しそうだなと思います。

結局、本人のデータを使うので説明して同意を取る、個別の契約だったらそれが可能という話になってくるかとは思います。どういう影響が生じるかというところです。

○関会員　ありがとうございます。

結構アドバイスしても余計なお世話的な状態になりかねないので、悩ましいです。

○石井会長代理　配慮義務というのがどういう中身になってくるのか。配慮しろと言うのであれば、配慮しろと求める政策の側で、個人情報の保護についても一緒に考えないといけないと思います。

○関会員　ありがとうございます。

○宍戸会長　ありがとうございます。では、岡田会員、お願いします。

○岡田会員　岡田でございます。石井先生、大変多岐にわたるテーマをぎゅっと凝縮して御説明いただきましてありがとうございました。改正個情法は成立したばかりですけれども、法律で対応すべき内容かどうかは別としてなのですが、まだまだ本当に多岐にわたる課題があるのだなということを改めて痛感しました。

私からは大きく２点コメントさせていただきます。

１点目が透明性の議論をどう解像度を上げて、どう実効性を高めていくかという問題です。先生からも御指摘があったように、デジタル時代におけるプライバシーの問題というのは、なかなか同意によって個人の権利利益を確保していくことに限界があるというのは前から言われてきていることだと思いますし、データ最小化とかプライバシーデザイン、あとはリスク影響評価といったものをきちんと実効性のある形で制度化していくとか、運用に昇華していくということが非常に重要だということは、そのとおりだと思います。

本人関与による規律、特にオプトイン同意モデルの限界のような話から、形式主義、事前規制から脱却しないといけないという話、こういった話はまさに今回の成立した改正個情法でも取り組まれた重要なテーマだと理解していますけれども、その実質主義とか、事後規制といったものを、どうガバナンス含めて実行あらしめるのかということは、引き続き大きな課題だと理解をしています。

その中で、透明性についても、個人情報に限られない問題なのですけれども、重要なイシューだと思っています。スクレイピングの話、スマートグラスの話、ブレインテックの

話、いろいろ具体例がありましたけれども、同意による規律は難しいというのはそのとおりで、そもそも本人がそういったスクレイピングをされているとか、スマートグラスで撮られているとか、ブレインテックで内心の領域に踏み込まれているとか、そういったことにそもそも気付いていないという問題もすごくあると思っていて、どういう形で透明性を確保していくのかというのは非常に重要だと思います。

この分野については、国内外でも議論が非常に高まっているところだと理解をしております。例えば国内でも分野は違いますけれども、知財の分野でいわゆる生成ＡＩプリンシプルコードというものがつい最近公表されたところです。私自身も議論に参加させていただいておりましたけれども、あくまでソフトローですので、これがどこまで実効性ある形で、実際に使われていくのかというのは正直まだまだ未知数のところはあります。

ただ、私自身、議論を通じて非常に意味があったと思っているのは、透明性を確保するため、プリンシプルコードであれば、一般社会に対して、そして権利者に対して、そして利用者に対してといった、いろいろな場面があるわけですけれども、どういう項目を誰に対してどういう場面で透明性を確保していくことが重要なのかという解像度が議論の中で高まったこと自体が非常に重要な成果だと思っています。

海外でもＥＵＡＩ法などは、くしくも先月から透明性に関する一部の規定というのが適用開始されているところ、日本の議論とは重なる部分もありますが違う部分もたくさんあって、当該条文に限らず、社会に対する透明性なのか、政府から問われたときの透明性なのか、また、関係するステークホルダーに対する透明性なのか、それぞれに応じてどういう項目の透明性の議論になるのか、議論があるところでありますけれども、少なくともそういった議論がかなり解像度をもって高められて試行錯誤されているということ自体に大変意味があるのではないかと思っています。

そういうところの議論が、今、日本の個情法だと、従前よりは議論が深まっていますけれども、まだそういった解像度の高い議論が必ずしも十分に尽くされているとは言い難い状況なのかなと思っていて、その辺りが国内のプライバシー法領域の議論でも更に深まっていけばいいなと思っています。

２点目ですけれども、石井先生の発表をお伺いして、ダークパターンの問題もそうだし、スクレイピングの問題もそうなのですけれども、個人情報やプライバシーに限らず非常に多岐にわたる法領域における問題なのだということを改めて実感しました。スクレイピングをどうするかという問題についても、個人情報に限らず著作権の問題、そして、ＡＩ法制の問題、そして、最近は競争法の問題なども出てきています。相互に複雑に絡み合っていて、どういう方向で対処していくのがいいのかということを考えるに当たっては、そういった分野横断で考えていかないといけない議論だなと思いました。

ダークパターンもまさに今、消費者契約法とか、特定商取引法の検討会で議論されていますけれども、消費者法制を含めて考えていかないといけない議論だと思っています。そういう意味では、各当局が横断的に連携をしながら、それぞれの当局の守備範囲に応じて

きちんと突破力をもってリードしていくことが非常に重要だと思っています。

そういう意味では、個情法の領域だけではもちろん決まらない問題なのですが、ただ他方で、スクレイピングなどを見ても、まさに先生のおっしゃったように、海外では比較的議論がどんどん進んできているわけですけれども、日本国内でプライバシーの観点からどこまで議論が進んでいるかというと、まだまだ限定的なのかなと思っています。もちろん日本の個情法の枠組みを前提とすると、スクレイピングについて議論する点はどうしても狭くなってしまうのでしょうがない部分はあるのですけれども、プライバシーを広く捉えて、もっと国内でも議論をしていかないといけないということを改めて痛感した次第であります。

私からは以上です。

○宍戸会長　ありがとうございます。御質問というよりも御意見ですね。

ほかに御質問や御意見のある方はいかがでございましょうか。

では、山本会員、お願いします。

○山本会員　石井先生、本当にありがとうございました。ほぼほぼ賛同いたしますというところで、まず、申し上げたいと思います。私も三つほどコメントをさせていただければと思います。

今回の石井先生の御報告というのは、主にプロファイリングに焦点を当てていただいたのかなと思いますけれども、やはりＡＩ時代における個人情報保護の一つの本丸になるのではないかと思っています。今、日本だとまだ個人情報保護というと、個人情報が外に漏れてしまうみたいな、漏えいとか、そういう開示とか、そのようなことなわけですけれども、恐らくＡＩ時代というのは、そのデータを使って個人の何を分析していくのかということかなと思うので、発想の転換というか、軸足の転換ということを御示唆いただいたと思いますし、ここは非常に重要だと感じました。

かつ附帯決議にもあるＧＤＰＲ等との整合性というところで言っても、今日、お話があったように、そもそもＧＤＰＲ等にはプロファイリングの規定がありますので、整合性を踏まえていくと、そういったことの検討も真剣に考えていく必要があるかなと思いますというのが１点です。

二つ目ですけれども、さはさりながら、プロファイリングでどこまでディープな解析・分析をされているのかということがよく分からない。実は我々は不要に心配しすぎているかもしれないところもあるかなと、他方で感じています。

そういう意味で、プロファイリングについて法的に議論していくときには、プロファイリングの実態というものをしっかり把握していく必要があるのではないかなと考えております。

そういう意味では、せっかく個情委にも報告徴収の権限というのは146条にありますので、今後、その議論をしっかり立法事実に基づいて進めていく上では、事業者の皆様が実際にどこまでのものを見ているのかと申しますか、深く解析・分析しているのかというと

ころ、していないということもあるかもしれませんし、それによって規律の在り方とか、あるいは本人の関与をどこまで求めるのかということも変わってくるかなと思っています。本当に闇の中で議論してもあまり生産的ではないと思いますので、このプロファイリングの実態に関する調査も今後考えなくてはいけないのかなと思いました。これが２点目です。

３点目ですけれども、同意の限界というのを今日論じられて、私も一方で本人関与とか、本人の決定、コントローラビリティを重視している立場ではありますけれども、そうは言っても同意を神聖視してはいけないと思っておりますので、その点も賛同いたします。

ただ、一つ注意しなくてはいけないのは、ＧＤＰＲでもその取扱いの正当化根拠として同意だけではなくて、まさに正当な利益で抜けるということがあるわけですけれども、他方で、ＧＤＰＲには21条がありますので、その正当性というか、正当な利益であるかどうかについて本人が異議を申し立てられる。

そういう意味では、21条まで踏まえると、実は本人の関与というものを、いわば制度的には認めている。だから、オプトインのところでは緩くなっていて、正当な利益で抜けるけれども、本当にそれは正当なのかというところで、本人が一応文句を言えるというところですから、そこまで見ると、本人の関与とか、あるいはコントローラビリティというのを一定程度重視しているようにも見えるというところについては、忘れてはいけない論点かなと思いました。

もう一つ、関連して、先ほど議論があったように、本人の意思というものを相対化していくことについて、私はやや批判的ですけれども、本人の意思によらない形でのガバナンスにも一定の限界がある。つまり同意によるガバナンスの限界があるのと同時に、本人の意思によらないガバナンスの何が正当かとか、何が適正かといったようなことについては事業者によって多分揺れがあると思います。

その限界も我々は注意しなくてはいけないですし、事業者様でときに誤解があって、同意規律が緩まると、データが非常に使いやすくなるということもあるかもしれませんけれども、今、同意が形骸化しているからむしろ使えている、つまりみんなポチポチやってくれるので集まる、むしろ同意ではない形で規律を入れることによって、むしろ使えなくなるという問題もあるわけですので、本人の意思によらないやり方についても限界があるということを我々は認識しながら、本人の意思によることによって助かっているところがあるということも認識しながら議論をしていかなければいけないかなと思います。

以上です。

○宍戸会長　ありがとうございました。

では、高橋会員、どうぞ。

○高橋会員　高橋です。私もプロファイリングについて考えてきたので御披露したいと思います。

話が前後しますが、私は技術でプライバシーに貢献できる方法はないかというものを考えている人間で、前回はＰＥＴｓで問題のないようにしておくというような話をして、今

日はＰＥＴｓの話はしないで、プロファイリングに関して、特に事業者側でどういうことができるのかなということを考えてきました。

プロファイリング等の新しい個人情報の使い方というのは、まずは明確に禁止できるものは禁止するというアプローチがあるわけなのですけれども、今日、議論に出ているように線引きが難しいということがあると思います。

新しいプロファイリング等のデータの使い方を少し一般化してみると、事業者がＡＩ等を用いて、個人の属性とかスコアというものを知ろうという行為として捉えることができるのではないかなと思います。取得という話でいうと、今まで古典的な個人情報の取得という、タイミングがあるものであれば、そこに関して法とかガバナンスをはめるということができたわけなのですけれども、プロファイリング等の新しい情報の使い方では、取得しているのかしていないのか分からないし、いつどう取っているのか分からないものなので、そこにどう光を当てるのかということについて少し考えてみました。

取得のタイミングとか、見えにくいということに関して、同意が必要かとか、禁止とかという話だけではなくて、後から分かるようにしておくというのは一つどうかなと思っています。これはどういう話かというと、事業者がＡＩ等を使って個人に対して推知をしたときに、こういうＡＩで何々について、例えば、食べ物の好みについて調べたというようなことを記録して見てみるというのはどうかなと思います。当然その記録だけで全て分かるわけではないのですけれども、その先に今度はこういうＡＩを使ったということがあれば、その先を追っかけていって、このＡＩはどういうデータを集めて、どういう判断を行ったとか、順繰りにたどっていくことができます。

これを仮にＡＩ処理記録みたいなふうに呼ぶとすると、こういうＡＩ処理記録があれば、これで何か解決するわけではないのですけれども、消費者個人が自分についてどういう目的でＡＩが使われたのかというのを知る手掛かりができるのではないかなと思います。

ということなので、線引きが難しいこともありますので、禁止しないとかという話以前に、ＡＩ処理記録みたいなことをやるような習慣付けをして、これは透明性ということだと思うのですけれども、そういったことをやっていくことによって、後からたどれるようにしておく。そういう手掛かりを作っていくことで、ＡＩの透明性、データの透明性とか信頼ということにつなげられるかなと思っています。

以上です。

○宍戸会長　ありがとうございます。

別所会員、どうぞ。

○別所会員　石井先生、ありがとうございます。いろいろと考えなければならない宿題をたくさんいただいて、それらについても対応をと思いつつ、今、この時代、ＡＩのテクノロジーの進展スピードはかなり速いということが気になっていることになります。特にＡＩ時代というよりも、むしろＡＩエージェントの時代と考えていて、つい先頃起きたOpenAIの暴走についても、あれは結局その裏側で1,200体ぐらいのＡＩエージェントが相

互にいろいろやり取りをして、勝手に掲示板を作って勝手にやり取りをして、いろいろなことを目的達成のためにやりましたということで、あれは一種の実験環境だったということですけれども、ＡＩエージェントが多数使われてくる中で、それぞれの人たちが別々に作ったＡＩエージェントそのものが相互関係で何を生み出していくのかちょっと分からない。

「アルゴリズム型電力市場におけるＡＩエージェントの暗黙の共謀」という競争法の論文がつい最近出ましたけれども、電力市場における適正価格をそれぞれ算出するためのＡＩがそれぞれ共謀して談合的な行為を行っていたというようなことが論文で書かれていて、これから利用者の人たちもＡＩエージェントを使ってくようになると思うのです。自分たちの出張をＡＩエージェントに任せるというような時代になってくると、利用者そのものの個人情報の提供もＡＩエージェントを通じた提供になる時代になってくる。

そうすると、その中における同意とは一体何なのだとか、スクレイピングの話が先ほどありましたけれども、そういう規制をどう考えられるのかとか、プロファイリングはどこで起きるのか、ＡＩエージェント同士で勝手に対話をして一種のプロファイリングが起きてしまう可能性は当然あって、そういう時代に一体どういう規範がいいのか、今までは人に向けられた規範の話をしているのですけれども、ＡＩに向ける規範をどうコントロールしていかなければならないのかを考えていく必要があるかなと思います。

今年、ようやく通していただいた個人情報保護法の改正が２年後に施行されるのですけれども、この２年の間に訪れるであろうＡＩの進歩を考えると、２年後には今お話ししたようなことを見据えた議論がちゃんと完結してなければならないのではないかなと思っていて、そこに向かった議論をどこかでやっていっていただければと考えているところです。

以上です。

○宍戸会長　ありがとうございます。

これは引き続きＡＩＳＩ（※11）ともいろいろ御議論しなくてはいけないと思います。

河村会員、お願いします。

（※11）ＡＩＳＩ：AI Safety Institute（安全・安心で信頼できるAIの実現に向けて、AIの安全性に関する評価手法や基準の検討・推進を行うための機関）

○河村会員　石井先生、ありがとうございます。とても学ぶものが大きかったです。同時に、ともすれば諦めるとは言いませんけれども、私たち個人、消費者の団体としては、非常に無力感にさいなまれるわけです。そういうスタンスは、事業者さんたちの思うつぼというところもあるかもしれませんので、当然ですが、決して諦めてはいけないと思っています。

そのヒントというのが今日の御報告、御説明の中にもたくさんあって、いつも感じることですけれども、海外のルール、考え方の中には、非常に理念に基づいた、つまり人権とかプライバシー、人間の尊厳みたいなものに基づいたものが核にあるので、非常に、お聞きしていて、日本のルールもそこに沿っていくもとなればいいなと感じるところです。で

すから、日本の議論が、言葉を選ばなくてはいけないと思いますけれども、この時代、データを全く取得しないでは何もできないといった、事業者さんからの当然すぎる御意見ですとか、あと、萎縮という言葉ですとか、そういう言葉を繰り返し聞くのは残念です。

一つ目については、データを取得するなといったことは誰も言っていないし、そんなことはできないわけです。だから、規制が発展を止めるみたいな単純な議論ではなくて、当然、人権を踏みにじっていいとは、どなたも多分おっしゃらないでしょうから、きちんとした理念を打ち立てて、そのような理念に基づいて、ルールが決められていき、それが誰にとっても明確であることで、透明性とか見える化というか、そういうことで萎縮というようなことを言われなくするようにしなければいけないと思っています。

消費者団体、ユーザー側の団体としても、きちんと学びながら、ルール設定、ルールの透明性を求めていきたいと思います。今回の法改正は私たちの思いが届かない面もありましたけれども、これから作られる下位法令、ガイドラインなどに対して、必ず意見を届けていけるよう、私たちも学びながら表明していきたいと思っています。

大きな範囲での御説明だったので、一つ一つは深められてはいないのですけれども、同意疲れですとかそういうことに関して、規約をほとんどの人が読んでいないですよねといった報告がありました。これも私は常々に思っているのですが、デザインの話が出てきますけれども、結局分かりやすくしようとしていないところに大きな問題があります。

私は30年にわたってのネットユーザーなのですけれども、すごく分かりやすく示してくれるサイトもあるのです。ですから、結局デザインの問題で、メリハリなく小さい文字でたくさん書いてあるから誰も読まない、物を買わせるときにはあんなに分かりやすくしてみたり、誘導的にしてみたり、良いことはすごく分かりやすく繰り返し言ってくれたりとか、ポップアップが出てきたりとかするのに、読んでくれなくてもいいと思っているものは、飛ばしてしまうことを促すようなデザインになっていることが大きな問題です。そこはできれば国際標準化でもしていただいて、最低限、これに基づいて消費者に分かりやすい、飛ばされないプライバシーポリシーですとか、同意のユーザーインターフェースを作っていただけたらと思っております。

時間の制限があるようなので以上です。

○宍戸会長　ありがとうございます。

冨浦会員、お願いいたします。

○冨浦会員　石井先生の説明は大変勉強になりました。多岐にわたるので全部コメントできないのでスクレイピングについてだけです。

非常に有用な技術というか、役に立つものだと思います。私自身の経験でも前にいた大学で、文系の学部の学生でもウェブスクレイピングを使うことでものすごく大量の情報を集めて研究ができるという非常に有益なツールだと思います。それから、石井先生の説明の中でも裁判になった場合に決定的な判断が下されていないというのも、スクレイピング自体が悪いかどうかということではなくて、スクレイピングによって集められたデータを

使って何をやるかというアクションで財産が侵されるとか、契約が問題になるとか、そこが問題になるということを表しているのだと思います。基本的に言って、普通にやる場合は公開されている情報をつなぎ合わせるということだと思いますので、プライバシーの問題でもないと思います。

あと、データ最小化という大原則ですけれども、先ほどの議論でも目的によって、とおり一遍のサービスをやるのであれば必要のない情報かもしれないですけれども、踏み込んだ配慮をするためには必要になる情報とか、あるいは学術研究情報の精度を上げるためには必要になるとかいうことで、最小のデータというのは一律に規定できるものでもないのだろうということだと思います。

それから、原理原則を議論する重要性というのは確かにそうだと思います。他方で、ケースバイケース、競争法とかでもカテゴリー的に禁止される行為というのもありますけれども、ケースバイケースで、ルール・オブ・リーズンで、利益の比較衡量で判断するというカテゴリーもあったりするので、今回の場合もまさにスクレイピングすることによってものすごくいろいろなサービスができるとか、研究が進むとかいうベネフィットと、単に気持ち悪いということではなくて、スクレイピングの結果としていろいろな問題が生じているということのリスクとかコストの比較衡量をして判断すべき問題ではないかと思いました。最後は感想みたいなことです。

以上です。

○宍戸会長　ありがとうございました。

それでは、オンラインの石川会員、お願いいたします。

○石川会員　石井先生、発表ありがとうございました。近時議論されているデジタルの文脈でのプライバシーの問題について御整理いただいたものと受け止めています。

特にバイ・デザイン、データ最小化、影響評価によるリスク低減という観点での対処の有効性は、日頃ＧＤＰＲについて企業に助言している弁護士の立場から見ても、まさにそのとおりだと思いますので、日本でもうまく運用、そして、制度化できればよいなと思いました。

その他、４点簡単にコメントさせていただきます。

まずはプロファイリングの点なのですが、自動意思決定の論点については、ＥＵだけではなく米国の各州、そして、各国の法令で類似の規制の導入が続いています。そして、執行例も出始めています。グローバルのコンプライアンス対応ということで言うと、ＡＩ法の対応よりもこちらの対応が目下、目の前で重要なはずなのですが、日本で類似の規制がないということもあって、ノーマークになりがちなところがあります。

そのような中で、日本がこの論点について、利用停止請求による保護だけで十分なのかということは少し気になっています。直近でもＡＩによる面接や労務管理の文脈で関係しますし、10日ほど前にはオランダで十分な通知をせず自動的にドライバーのタクシー配車アプリのアカウントを停止したとして、８億2,500万ユーロ、これは約1,500億円です

けれども、制裁金を科した事例というのが報道されていたりもします。

次に、テクノロジーのデザインに着目したプライバシー保護の話ですけれども、デザイン自体を政府が決められるということではありませんので、必要最小限度の原則などのプリンシプル、これを何らか用意した上で、それらを検討するプロセスとしてデザインを位置付けていく必要があるのかなと思います。

この点、ＥＵでは、ＩｏＴ機器についてはＥＵデータ法と呼ばれるデータを規律する法律において、利用者にアクセス権を付与するデザイン義務が付与されています。デザインの検討に当たっては、プライバシーの観点のみならず、生成されるデータをどのように規律していくのかということも併せて考えるのがよいと思っています。

３点目として、企業によるバイ・デザイン、データ最小化、影響評価によるリスク低減、こういったものを期待するということになれば、それらが適切になされなかった場合の実効的なエンフォースメントというものをセットに考えていくということがより重要になってくるように感じます。私が今住んでいるドイツでは、先週からＳＣＨＵＦＡ（※12）という信用情報機関の信用スコアについて、消費者団体がＧＤＰＲ違反を理由に差止めと集団訴訟を呼び掛けて報道もなされています。

こうした団体訴訟、集団訴訟の枠組みは実際に機能しているように見えるところではあって、日本では引き続き検討課題だと理解していますが、ＧＤＰＲ改正以降の欧州での制度導入、これも決して容易なものではなかったわけですので、そういった経緯、実務の研究を含め、さらに議論が深まればと思っています。

最後に、今日紹介されていたDaniel J. Solove先生の別の書籍、2025年に『On Privacy and Technology』というものがあります。そこでは、私たちが毒入りとは思わずに牛乳を買うのと同じように、害されないと信頼してデジタル技術を使えるべきだということが述べられています。ＩｏＴ時代に常につながってデータが収集される現代においては、この点が保障されることが重要だと考えています。

以上です。

（※12）ＳＣＨＵＦＡ：Schutzgemeinschaft fürallgemeine Kreditsicherung

○宍戸会長　石川会員、ありがとうございました。

それでは、丹野会員、お願いします。

○丹野会員　石井会長代理、本当にありがとうございます。非常に多岐にわたって、私のようなこの分野にそんなに長けているわけでもない人間でも辛うじてついていけるレベルのお話をしていただいて、今、我々が置かれているシチュエーションの中で押さえておくべき点が全部先生のお話の中に乗っていて非常に勉強になりました。30分ではなく、正直に言えば２時間ぐらい使ってきちんとお話を伺いたいと心から思っております。

そうなのですけれども、消費者のところで、多少、えっというのがありまして、えっというか、今更ですかというのがあったので申し上げたいと思います。ＡＩが本当に急激に高度化して、気がつけば我々消費者の生活の中に、私でさえＡＩを使うようになりました

ので、ＡＩは既に定着しつつありますが、ＡＩによるデータ処理の手法は、本来法が想定していた方法とは随分違っていて大きく異なっていると言われていて、データを取得する入口の場面での本人同意だけでは個人の利益の保護には追いつかない、足りないと言わざるを得なくなってきたと思っております。

むしろ、事業者が実際にデータをどう使ったかを事後的に説明し、必要なら見直せる、いわば出口の場面でのガバナンスと説明責任に重心を移す必要が出てきているのではないかと感じております。そもそも、もともとの入口の同意プロセスをもっと丁寧に書けば読めるではないかという御意見も先ほどありましたけれども、入口の同意プロセス、いわゆるプライバシーポリシーを読んでちゃんと判断をして意思表示をすると描かれているルールですが、これを実際に使いこなしているのは、時間がおありになって知識や関心のあるごく一部の消費者に限られてしまっているのではないか。先ほどのアンケートで30％という数字が出ていました。私はあまり読みませんので、そんなにあるのかというのは本音でございます。

とりわけ高齢者、それから、子どもも含めて情報弱者というべきでしょうか、そういう情報弱者ほど入口段階での自分での防衛が難しい、自己防衛が難しくて、結果として出口側の是正・救済の仕組みに頼らざるを得ないのではないか。それが良いとか悪いとかではなくて、そういう現実ではないか。つまり消費者は多様であるという事実、消費者は本当に多様なので、多様であるという事実こそが出口側の担保を強く求める理由になっていると考えております。

そして、たとえ事業者が工夫をして技術的な工夫や取組に消費者自身が気付いたり検証したりすることが同じ論理でいくと難しいので、難しいとしても、それはある意味、それは消費者を責めるのではなくて、仕方がないということが言えるのではないか。その前提の上でやるしかないのではないか。消費者は誰もが今多様な脆弱性を持つと言われる中で、事後的な監督や是正の仕組みがきちんと機能してさえいれば、消費者は安心することができる。それが本当の意味の安心なのか、中身の問題はいろいろあるにしても、守られているという安心感を得ることができる。この安心をどう作るかという作り方こそが、多様である消費者の全体を支える手法だと私は思っております。

だからこそ、今回、法改正のときに大変議論になった要配慮個人情報の話ですけれども、あれを事業者間で提供するような場面については、公表の充実はもとより、委員会規則やガイドラインで厳格な要件をこれから設けるわけですが、異議申立てを容認するということも入れましたし、そういうものを含めて個人の権利利益の保護に資する必要があると考えております。

先生のお話にあった様々な、聞いているとだんだん暗くなるような気がいたしましたが、そういう部分で危険性、リスクというものもちゃんと知って、これからに生かしていきたいと思っていますし、そういう意味では事業者と消費者と手を携えて検討していかなくてはいけないのではないかと思った次第でございます。感想です。

○宍戸会長　ありがとうございます。

それでは、小林会員、どうぞ。

○小林会員　野村総合研究所の小林でございます。

私のほうからは３点だけコメントさせていただきます。

まず、プラポリはいろいろな方が指摘されていますけれども、こんなに読んでいるのか、これしか読んでないのか、いろいろ解釈の差はあると思います。私が着目しているのは、この数字の出方が実は2010年代初期からほとんど変わっていないことです。私は総務省調査であるとか、また、弊社独自の調査も担当しているのですけれども、ちゃんと読んでいる人というのは大体これぐらいの数パーセントぐらい、何となく、ちゃんと重要なところは見たつもりという人が半分ぐらいいるというのが、2010年代から実はそんなに変わっていません。

一方で、我々を取り巻くデジタルサービスは、当時よりもはるかに進んでいると思います。それを思うと、消費者は、はるかに多くのプラポリなり、多くのサービスに接しているという状態です。消費者の思いというのは以前より何か変わっているかというよりは、自分の周りのデータが心配ではあるけれども、サービスを自分の納得のいく範囲というか、合理的に可能な範囲で折り合いをつけているというのがこの数字なのではないかと解釈しております。

次に、岡田会員も触れていましたけれども、このテーマがクロスボーダーというか、単独の個人情報保護という領域に閉じなくなってきたというのが、企業を支援している立場として感じているところでございます。特に昨今気にしているのはセキュリティとの関わり合いというのは大変大きくなっています。

例えばランサムウェアというのがあったときに、データが使えなくなってしまったときにバックアップデータでちゃんとそのままのデータが残っていると復帰できますというのは重要です。本日はデータ最小化、スクレイピングに対する文脈で語られていましたけれども、データを活用するときに、データもなるべくプライバシー、個人の権利利益に影響の少ないように加工するべきということは大切ですが、一方で、事業の継続性、ＣＩＡ（※13）で言うところのアベイラビリティを確保するためには、そういったものをしっかり持っておかなくてはいけない。ここの部分は、どうしても大きな企業だと縦割りになりますし、セキュリティとプライバシーというのは一緒のようで一緒でない部分もあって、折り合いをつけるところも難しいのですけれども、ＡＩの時代ですので、そういったところも乗り越えて、センター・オブ・エクセレンスであるとか、またはある社によってはＰＩＡ（※14）みたいな会議でいろいろな部署の方に入っていただいて議論をする。今日は出ていないですけれども、子どもの議論をするときには、子どものサービスを特定に扱っている部署も出てきて一緒に、また、倫理をやっている人間も出てきて議論するとか、プライバシーに閉じないで様々な部署と横断的に取り組んでいくことが重要になってきている時代だというのを感じております。ここはツールを活用するというのも有効と思います。

ガバナンスは、これまでは結構分野ごとに縦割りで作られてきた部分に、いかに横串を刺してガバナンスを効率的に回していくかという議論も、今後、私は出てくるのだろうなと思っております。

最後にガイドの話です。今回の個人情報保護法改正に賛同しているところは、事業者にある程度解釈の幅を与えている部分です。非常に課題が複雑になってきておりますので、その分野に閉じて解決するというよりは、様々な分野が複合的に重なっている中で学際的な中で議論しなくてはいけない。そういう意味では業種であるとか、事業者固有の都合であるとか、いろいろなものがあるでしょうから、そういったときに事業者が自身で解釈できるような幅を与えられている。これはとてもすばらしいところだと思っております。

その上で、やはり国のガイドラインではある程度の解釈の幅を与えたとしても、実際に消費者にとってみると、事業者ごとにばらばらだったりとかしたら困るわけなので、業界ごとのルールというものがあると、事業者としては北極星のように参照できるものとして社内のデータ活用のガードレールを引くときの良い材料になる、事業部と議論するときの良い材料になると思っております。

最後に、石井先生から、今回はプライバシー・バイ・デザインとは違う文脈でプライバシーデザイン、こちらは恐らくLawrence Lessig教授のコードのような議論で言うところの「法」、「社会規範」、「市場」、「アーキテクチャ」で言うところの「アーキテクチャ」に類するところかなと思うのですが、このアーキテクチャの議論をするときに結構過去に失敗しているというか、政府のほうでガイドしようとして失敗しているのはインターフェースの部分です。事業者にとっては競争領域のところですということで、なかなか明確にこうするべきだというのは示しづらい。

一方で、石井先生から示していただいたのは、やってはいけないこと、というものです。個情法の改正の中でも不適正利用の禁止の例示については充実されていくということだったと思いますし、ネガティブなほうを埋めていくというアプローチは、確かに事業者にとっては有り難いという思いでございます。

以上でございます。

（※13）ＣＩＡ：Confidentiality（機密性）、Integrity（完全性）、Availability（可用性）（セキュリティの三要素）

（※14）ＰＩＡ：Privacy Impact Assessment（プライバシー影響評価）

○宍戸会長　ありがとうございます。

例によって私が進行していると時間が押していって申し訳ないのですけれども、せっかくですので、この後、越塚会員、それから、下井会員から御発言いただきたいと思います。

まず、越塚会員、お願いします。

○越塚会員　大分時間が押しているようなので。石井先生今日はどうもありがとうございます。

今日お話のデジタルサービスということでしたので、そうすると、先ほど別所会員のほ

うからＡＩエージェント、エージェントは結構人間の代理みたいな形で、先ほど予約とか買い物という話がありましたけれども、どんどん新しいタイプのサービスが検討されていて、エージェントは買い物をするどころか、今度は自動交渉までしていこうとか、契約まで自動で行います。

交渉というので、この前、労働組合の方に聞いて面白かったのが、労使交渉をＡＩでやると、交渉と人格が分離できて適正な交渉ができるのではないかとか、それを社内で社長と社員の間でも、社長に文句を言うのはＡＩに言わせたほうがよいのではないか。人格と論理を分けることができるほうが摩擦社会の摩擦が減る。日本の中で人間関係とか社会的な摩擦を減らすということに非常にナーバスなので、そこにＡＩを入れていこう。そんなのは絵空事だと思ったらもう商品があるというのです。なので、そうなのかと、そうすると、今のところ、人格に大分立ち入る話で、一見良さそうなのだけれども、何かありそうだなという不安が若干あります。

あと、例えばバーチャルＡＩで非常に専門性の高いものを作ろうと思うと、専門性の高いデータで入れていきます。そうすると、私の研究室の学生がやっているのが、僕の全部論文を読ませて「デジタル越塚」を作っているのです。それで、アブストラクトなどを入れると、僕がコメントするようなコメントをするというようなのがあると、僕はいいですが、肖像権ではないけれども、一般的にはそういうことをやってよいのかなって。

そうすると、一般的に考えると、多分ＡＩで今まで課題になってきたのは、データを取って分析するということだったと思うのですけれども、合成するところというのは規制みたいな何かがあるのかなと思いまして、合成とか変換とか生成ＡＩです。だから、そこも確かに例えば「デジタル越塚」を作るという場合でも、データは確かにオープンなものですけれども、僕だけのものをセレクトして僕を再構成するというやり方の合成は、僕はいいですが気持ち悪いという人はそれなりにいるのだろうというので、ただ、どこまで、肖像はいけないというところまで来ているとか、あと、声は大分網がかかっていますけれども、もうちょっと抽象的なところに行くと、どの辺までなのかなと思いました。

もう１個だけ、最近僕はこれが好きで、スマートグラスをつけていて、Ｇ２がはやっているので、あれはカメラがついていないので音だけなのですけれども、あれも電車に乗っていて、ふと思ったのが、これは聴覚障害の人にとっては、この辺でアナウンスが流れているのが全部文字で出るので、これは良いのではないかなと思ったら、「何とか番線の何とか」というのが文字で出てきて、ここはそうだと思ったら、隣でしゃべっている人の文字まで出てくるのです。保存はしていないにせよ、確かに耳に聞こえてくることなのですけれども、ただ、それを文字に変換していくというのも何となく罪の意識を若干感じるのです。隣のしゃべり声が全部文字で出ているっていうのも確かに保存はしていないし、何か使っているわけでもない、ただ変換しているだけなのですけれども、というので、合成したり変換したりするというところで、そういうのも気になって今スマホで見ていたら、そういうのは合成人格権というのですか、そういうのもＡＩのほうですぐ解決できてしま

うのでＡＩの時代だなと思ったのですけれども、御質問するまでもなく、ＡＩで見るとシンセティックパーソナリティライトというのがあったので、これは個人情報の話か分からないのですけれども、そういったところまで考えることがあるのかなと思います。時間があれば、お答えとかをお聞きしたかったのですけれども、コメントです。

以上です。

○宍戸会長　ありがとうございました。

それでは、下井会員、お願いできますでしょうか。

○下井会員　石井先生、今日はどうもありがとうございました。

お伺いしたいことというか、感想じみたことですがチャットにも書きましたけれども、資料42ページ以降の適法性の根拠について、ここは大変興味深くお聞きしました。その内容について、今、私のほうで特に私見なり何なりの発言はないのですけれども、仕組みの問題として、適法性を満たしているかどうかの判断は最終的には裁判所がするという理解でいいのか。そうであるとした場合、何らかの紛争が裁判として持ち込まれなければならないわけですが、まず、思いつくのは、一つ目として被害者が加害者に対して差止請求とか損害賠償請求をするというのが一つ考えられる。

もう一つは、個人情報保護委員会なり何なり、行政機関が何らかの命令とか処分をして、その相手方がそれを争うということも想定されるのか。こちらの場合は行政機関が問題事例をどれだけ把握、あるいは捕捉できるのかという問題があるのかなと思いました。

いずれにせよ、この適法性の根拠があるかどうかを最終的に裁判所が判断するとして、正当な利益が存在するかということを裁判所が判断するとなると、正当な利益があるかどうかというのを裁判所が抽象的な基準で、いわば裸で判断することはできないでしょうから、その判断基準というものをどれだけ法令であらかじめ定めておくべきなのか、そこが要点になると理解しましたが、そういう理解で良いのかどうか。ただ、法令で定めるのは難しいのかなとは思いました。

ほかには裁判で立証責任をどう考えるべきかという問題もあるのかなと思いました。例えば被害者が加害者に対して差止請求なり何なりをしたときに、単に自分のプライバシーの侵害を受けたということだけ言えば、あとは適法性の根拠、正当な利益が存在するかどうかというのを被告側が反証する責任を負うことになるのかどうか。武器が対等とは思えないので、こういうことも考えなければいけないのかなと思います。そうすると、これは訴訟法をどう考えていくかという問題も絡んでくるのかなと思いました。

以上、感想ですけれども、もし、何かコメントがあればお願いいたします。

○宍戸会長　ありがとうございます。

それでは、この後、まず、下井会員からの御質問的なところも含めて、石井会長代理から、これまでの御議論でおっしゃりたいこともあるでしょうからいただき、また、特に御発言の御希望があれば、それを１個ぐらい受けてというようにしたいと思います。

まず、石井会長代理、お願いいたします。

○石井会長代理　ありがとうございます。

下井先生の御質問は訴訟実務に関わるところだと思いますので、恐らく弁護士の先生のほうが適切にお答えくださると思います。私の理解できる範囲でお話しさせていただきますと、正当な利益があるかどうかというのは、まず、執行する監督機関が判断をして、違反する事業者に対して処分を下すということがあります。それに対して不服があれば、当然争いになってくるわけですが、ＧＤＰＲのようなＥＵ法の解釈について、欧州司法裁判所が解釈の内容を示すという手続が取られることが多いかと思います。その中で、判断基準が示されていく、判例として蓄積されていくと考えております。

それから、証明の程度については実際の裁判所で争われたときにどうかという問題になってくるのです。私のほうでは情報がないわけですが、基本的にＧＤＰＲの遵守の証明については管理者側で行わないといけない。そういう理解になりますので、管理者側で証明できなければ違法だという判断になるのだろうと思います。もし実務家の先生にコメントいただけると大変ありがたいところであります。

それから、先生方からいろいろ貴重な御意見をいただきまして、私自身も勉強になりました。最後の検討事項のところで、２点目でプライバシーの領域、聖域を検討する必要があるのではないかというように申し上げたことの対になるのかなと思いますが、今度は使ってよい場合がどういう場合か、曽我部先生の議論の中でも公の利益という表現が出てきていたりします。目的が正当であれば、先ほどの関会員からの御質問にも関わるところだと思うのですけれども、公の利益、一般にとってメリットのある使い方というのは、むしろ許容されてしかるべき面があるかと、その両面で考えていく必要があるのかなと思った次第です。

差し当たり、私からは以上になります。

○宍戸会長　ありがとうございます。

さらに御発言等はございますか。よろしいですか。

それでは、この後、記者ブリーフィングもしなければいけないので、私のほうで、例によって勝手な私なりの受け止めを少し申し上げたいと思います。お時間をいただいて恐縮です。

本日、まず、石井会長代理から非常に大部な資料を用意いただきましたけれども、「デジタルサービスと個人情報」ということで、プロファイリング、あるいはニューロデータ、それから、ダークパターンといったデジタルサービスにおける現在のデータをめぐる課題について概観をいただきました。さらにプライバシーポリシーの読まれ方の問題でありますとか、あるいはそれを出発点にしてスマートグラス、あるいはスクレイピングといったところで、消費者の不安がどういうところから来ているのか、あるいは既存のデータ保護法の諸原則との関係での問題点を、鮮やかに示していただいたかと思います。

その上で、今後考えられる対応ということで、ＧＤＰＲ等にもありますが、正当な利益を出発点にしつつ、プライバシー・バイ・デザインを超えるいわばプライバシーデザイン

についての御提言をいただいたと思っております。

その上で、会員の皆様から非常に有益な御質問や御発言をいただいたと思いますけれども、私のほうで受け止めると大きく四つ、一つはそもそものテクノロジーをめぐる問題の認識、それから、２点目は消費者の目線から見たときの課題、あるいは危機感といったようなものについてのお話、第３に事業者のお立場から見たときにやるべきこと、あるいは、このような議論の受け止めについてのお話があり、最後に法執行、法内容、あるいは今後についてのお話、大体その四つの議論に整理できるのかなと私として受け止めたところです。

まず、第１のテクノロジーの問題について申しますと、一つには、石井会長代理からいただいたお話に、今後ＡＩエージェントの問題が大きく、しかも急速に関わってくる。これをどのように議論していくのかということについて、非常に重たい問題提起があったと思います。その上で、今後テクノロジーがそれ自体として安心できるものであることを目指すべきだというような御議論があると同時に、例えば技術自体を何か縛るような原則というよりも、例えばデータ最小化をめぐる御議論でも、そもそも最小というのは必要との関係で最小なわけですので、そこでの必要と言えば関数で決まってくる部分があるわけです。そういったような意味で、技術と諸原則の当てはめ、あるいは利益衡量の在り方について慎重な御議論を求める議論もあったと思っております。

次に、２本目の柱といたしまして、意思介入、それから、ＡＩエージェントをめぐる議論なども含めて新しいテクノロジーの進展について、消費者の目線から見たときの危機感でありますとか、気持ち悪さといった問題に対して、個人情報保護法の規定で申しますと、人格尊重の理念に出発した明確なルールが必要なのではないか。あるいはそれを踏まえて事業者の方々のサービスデザインの努力を求める御意見でありますとか、プロファイリングの課題を提起され、プロファイリングの状況についてまずは実態把握をしっかり深めていくべきでないかというような御提言もいただいたと思います。

また、子どもの権利保護についても御指摘をいただいていると思います。

他方、事業者の目線からも、事業者として消費者にとって非常に気持ち悪いと感じられるのはそもそもサービス提供として、また、その前提となる個人情報の利用はそもそも避けるべきであって、その意味ではまさにサービスのデザインをしっかり考えていく事業者の取組が必要である。私は、ここは意識が合っているのだろうと思ったところです。

他方で、現在、消費者庁で議論されている問題を皮切りに、消費者保護でありますとか、競争でありますとか、著作権でありますとか、セキュリティといった様々な法領域での検討とプライバシー、あるいは個人情報の関係がどんどん増えてきていて、言うまでもなく先ほどのＡＩエージェントの話に至っては、ＡＩの話が当然関わっているわけです。そういった政策、それから、政策を所管する官庁同士の実効的な連携が求められるし、事業者の中でのガバナンスの対応でも、同じように必要になってくるという御指摘をいただいたかと思います。

また、特に事業者の方々において実効的なガバナンスを構築していただく場合の鍵になるのが透明性でございますけれども、これについてはＡＩ処理の記録を残すのは例えばどうだろうかというアイデアもいただきました。他方で、事業者のガバナンスだけでは確保できない、今まで同意と言ってきた部分がありますけれども、もう少し広く本人関与でデータ処理の根拠とすることの意義と機能する範囲についても改めて見直して、両者を適切に組み合わせていくことが必要であるということについても御意見があったかと思います。

最後に、最後の下井会員の御質問等にも関わりますけれども、このような事業者の側で非常に深いテクノロジーを使って個人の権利利益に非常に大きなリスクをもたらす場合、例えば法執行を現実にどのように行っていくことが可能なのだろうか、そこでの課題はどんなものだろうか。また、そもそもの規制の中身の問題として、インターフェースの問題まで抜け落ちていたという話もありましたけれども、これはやっては駄目というものをはっきりさせていく、それから、これはやっていいということをはっきりさせていく。そして、その間の部分において、事業者の方々の裁量とか解釈の余地を広く取っていくといったような規制の手法、執行の在り方と規制の内容の相関を見ていかなければいけないなということは、私は個人情報保護委員会の委員でもある立場で、よく受け止めさせていただいたところでございます。

全体として、今お話ししたような御発言、全体を通して事業者と消費者が手を携えて、こういった問題にそれぞれの立場から御意見を言っていただいて対処していくことによって、信頼関係を構築していくことの意義は、全ての会員の方々が前提として御発言されていた、あるいは明示的に御発言いただいたように私としては受け止めたところでございます。

また、行政におきましても、住民の理解と信頼を得ながらデータ利活用を進めていく。マルチステークホルダーでの行政の保有するデータの活用等についても、慎重ではあるけれども、一定の制度整備についても期待している旨の御発言も村岡会員からいただきましたので、これもまた私としてはそういうものとして受け止めたところでございます。

以上のように、私のほうで勝手に、また長い時間をいただいて今日の懇談会を受け止めさせていただいたということを発言させていただきましたが、もうちょっとだけお時間をいただきたいと思います。

この後、今年の懇談会でございますが、先ほど申し上げましたように、「ＡＩ等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」で今年度はやるということで、今日、まさにそれにふさわしい御発表と御議論をいただいたと思います。次回はこれを踏まえまして、「データ利活用と個人情報の保護をめぐる国際情勢」を議題として議論していきたいと思います。既に本日はそれに関わる御発言を多数いただいていると思いますが、さらに次回深掘りしていきたいと思います。

具体的には、石川会員と岡田会員に、私のほうから事務局を通じて御発表をお願いしております。石川会員には「ＥＵにおけるデータ利活用と個人情報保護の動向」について、

また、岡田会員には「デジタル規制の国際的な動向」についてプレゼンテーションしていただいた上で、意見交換をお願いしたいと思います。

なお、本日の懇談会の意見交換等の概要につきましては、後ほど16時半頃より私から記者ブリーフィングをさせていただく予定でございます。

以上で、また例によって時間大分超過してしまいましたが、本日の議事は全て終了したいと思います。

事務局から連絡事項はございますでしょうか。

○松谷課長　事務局からは２点、連絡事項がございます。

１点目ですが、本日の配付資料は委員会ホームページでの公表を予定しております。また、本日16時半から宍戸会長に行っていただく記者ブリーフィングで配付させていただく予定です。あと、本日の議事録及びプレゼンテーションといただいた御意見をまとめた概要資料を事務局で作成して、後日会員の皆様に御確認いただいた上で公表する予定です。

２点目ですが、次回の懇談会の日程につきましては、別途事務局から日程調整の御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○宍戸会長　それでは、本日の会議はこれにて閉会といたします。毎度非常に濃密な懇談会になっていることに改めて御礼を申し上げたいと思います。特に本日御発表いただいた石井会長代理には感謝をいたします。

それでは、これで閉会いたします。ありがとうございました。